

地方分権改革推進会議発言骨子

平成 15 年 3 月 25 日
全 国 町 村 会

(三位一体の検討の進め方について)

本会議が、昨年 10 月末に提出した「事務事業の在り方に関する意見」においては、国庫補助負担金の整理合理化を図る際、地方税財源措置をどうするかについての具体的な内容、プロセスが示されていない(例：義務教育国庫負担制度の見直し)。

今後、いわゆる三位一体改革の検討を進めるに当たっては、常に「地方分権改革推進」という基本的な立場に立って、地方関係者も十分理解でき、納得できる結論を出すべきである。

本会議は、「地方交付税の見直し」を先行的に検討しているように思われるが、地方分権を実現する税財源の在り方を議論する場合には、まず、「国税と地方税の税源配分の在り方」を見直すべきである。

(税源移譲について)

「片山試案」も出されているので、この試案に沿って検討し、地方税の拡充を図るべきである。

片山試案は、所得税と消費税が移譲検討の対象とされているが、町村は、人口、従業者数ともに少なく、税源移譲の効果が十分に及ばないことが懸念される。

従って、具体的な税源移譲の検討に当たっては、町村の実情を考慮し、配分基準の見直し等についても併せて検討すべきである。

その場合でも、税収の偏在という問題はさけられず、何らかの財政調整が必要になると思われる。その意味で、町村にとっては、地方交付税の役割がより重要になってくると考える。

(国庫補助負担金について)

国庫補助負担金の整理合理化が単に国の負担軽減に止まり、また、地方への負担転嫁をもたらすようなものであっては断じてならない。

必要とされる事務事業である限り、その補助負担金の整理合理化を行うに当たっては、明確な代替措置を「地方分権の観点」に立って、必ず講じるべきである。

(地方交付税について)

(1) 町村財政における地方交付税の役割について

国民は、税源に恵まれた都市的地域に住んでいようと税源に乏しい農山村地域に住んでいようと、等しく、一定の水準の行政サービスを享受できるということが基本であり、住民に最も身近な自治体である町村は、住民生活に密接に関連したそのようなサービスを提供する責務を担っている。

このことを通じ、食料や水の供給、国土の保全等農地や森林の持つ公益的な機能の維持ができてきたと思う。

現在の地方交付税制度は、地方団体間の「財源の均衡化を図る」とともに「地方行政の計画的な運営を保障する」ために設けられているものであり、人口が少なく、課税客体に乏しい町村にとっては、その責務を担うために、なくてはならぬ重要な一般財源であるということを知っていただきたい。

(2) 地方交付税の「財源保障機能縮小・廃止論」について

「財源保障機能」、即ち地方交付税法でいう「地方行政の計画的な運営を保障する」という機能の在り方は、事務事業の在り方をどうするかという議論と密接に関連する。

- ・ 国が法令によって事務事業の執行を義務づける、しかもその内容、水準までも定める。一方では、そのための財源は保障しないというような無責任なことは許されない。

- ・このような議論は、ナショナルミニマムの在り方、国の関与の在り方等とセットで論ぜられるべき事柄である。

「地方交付税が、無駄な支出、地方歳出の増大を招いている」だから、地方交付税を縮小せよといった、いわゆるモラルハザード論は、地方の、町村の実情を認識しない議論である。

町村は、行政改革に懸命に取り組んでいる。

- ・町村の職員定数の状況：ピーク時である平成8年度の375,171人から、平成13年度は、363,511人で、11,660人と3.1%の減。
- ・町村のラスパイレス指数：平成14年4月1日現在、96.0。(全地方公共団体平均では100.6、都道府県は102.2、指定都市は103.4、市は101.2、特別区は102.1)
- ・町村の議員定数の状況：平成14年調査で法定定数に比べ条例定数は、16,510人の減員。

「無駄」を指摘する前に、地方が、創意と工夫で経費節減が図ることができるように、各種規制の廃止、緩和を進めるべきである。

いわゆるハコモノ整備については、国の景気対策への協力という側面から進められたものも多い。

税源移譲による地方税増に対応する地方交付税の縮小論について

- ・地方分権をより実効あるものとするために地方への税源移譲は積極的に行われるべきであるが、町村の実態からみて、町村には、税源移譲の効果が十分に及ばないと思われる。
- ・このような場合には、地方交付税によりカバーする必要がある、むしろ、その意味では、町村にとっては地方交付税のもつ役割はより重要となる。

- (3) 今後、地方交付税制度の在り方について検討される場合には、町村が人口に比して広い面積を有していること、そして国土保全等に重要な役割を果たしていることなどを十分配慮し、実態を的確に反映した財政需要の算定が図られるようにすべきである。